

出水市公告第38号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

出水市長 椎木伸一

1 業務発注部署	出水市政策経営部企画政策課
2 業務名	野田地域活性化施設基本構想等策定業務
3 業務概要	<p>(1) 業務目的 出水市では、令和4年度に旧野田町地域が過疎地域の指定を受けることとなり、出水市過疎地域持続的発展計画において、野田地域の活性化を図るため、市民の集いの場や関係人口の創出の場所となるような施設を検討し整備するとしている。それに伴い、野田地域の各種団体から出席者を求め開催された野田地域活性化施設検討委員会において、旧野田支所跡に屋根付き広場を整備するとの検討結果に至った。このような経緯、方針を踏まえ、野田地域の活性化に資する施設を整備するための基本構想及び基本計画を策定することを目的とする。</p> <p>(2) 業務場所 出水市役所政策経営部企画政策課</p> <p>(3) 履行期間 契約日から令和7年3月24日まで</p> <p>(4) 業務内容 「野田地域活性化施設基本構想等策定業務仕様書」のとおり</p>
4 入札参加資格	<p>本入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 平成26年度以降に本市を含む地方公共団体において、公共施設の基本構想または、基本計画策定に係る同種または類似業務の受託実績を有すること。</p> <p>(2) 本業務を遂行するために必要とされる知識と経験を有する人材を配置することが可能であること。</p> <p>(3) 九州管内に事務所を有し、本市の要請に対して早急な対応が可能であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 公告日から受託者決定日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年出水市告示第70号）第3条及び出水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年出水市告示第141号）第3条の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の</p>

	<p>申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。））第2条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>(8) 入札参加申込書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成20年出水市告示第69号）第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、令和6年5月17日（金）までに登録申請を行うこと。</p>
5 担当部署	<p>〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号 出水市 政策経営部 契約検査課 電話 0996-63-4064 FAX 0996-63-2223 E-mail keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp</p>
6 参加申込書等の提出	<p>(1) 提出書類 ア 入札参加申込書（様式1） イ 4の(1)についての実績一覧（様式2-2） ウ 4の(2)について仕様書「5 業務の管理技術者、照査技術者及び主担当技術者」における各予定技術者の経歴等（様式2-2）</p> <p>(2) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時15分</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留に限る。提出期限までに必着のこと。）</p> <p>(4) 提出先 政策経営部契約検査課</p>
7 質問の受付及び回答	<p>(1) 質問書の受付 ア 提出書類 質問書（様式3） イ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分 ウ 提出方法 電子メール(keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp 宛) 又はFAXで提出し、提出後は必ず、契約検査課へ電話で連絡すること。 エ 提出先 政策経営部契約検査課</p> <p>(2) 質問への回答 ア 回答期限 令和6年5月22日（水）午後5時15分 ※ 随時、回答を行うが最終回答期限を示している。 イ 回答方法 提出された全ての質問及びその回答について、出水市ホームページに公表する。</p>
8 参加資格審査	<p>(1) 入札参加申込書等を提出した者に対し、提出された書類に基づき参加資格の審査を行う。</p> <p>(2) 参加資格審査の結果の通知については、入札参加申込書に記載された連絡担当者に対し、令和6年5月31日（金）午後5時15分までに行う。</p> <p>(3) 審査の結果、参加資格があるとされた者でなければ、入札に参加することはできない。</p>

9 入札日時等	<p>(1) 日 時 令和6年6月7日（金）午後1時30分</p> <p>(2) 場 所 鹿児島県出水市緑町1番3号 出水市役所本庁4階 401会議室</p>
10 入札保証金	免除
11 契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。ただし、出水市契約規則第39条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
12 最低制限価格	なし
13 入札方法等	<p>(1) 入札に当たっては、入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。</p> <p>(2) 代理による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。</p> <p>(3) 郵便又は電報による入札は認めない。</p> <p>(4) 入札回数は3回までとする。 ただし、初度の入札に参加しなかった者は再度入札に参加できない。 更に、再度入札に参加しなかった者又は再度入札において、初度の入札における最低入札価格より高い価格による入札をした者は再々度入札に参加できない。</p> <p>(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。</p> <p>(6) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
14 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格がない者のした入札</p> <p>(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札</p> <p>(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札</p> <p>(4) 入札金額以外の記載事項が押印をせずに加除訂正されている入札書による入札</p> <p>(5) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札</p> <p>(6) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札</p>
15 落札者の決定方法	<p>(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) (1)により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。</p>
16 落札者の契約書案の提出	<p>落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、契約書の案を提出しなければならない。</p> <p>なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。</p>

17 その他	<ul style="list-style-type: none">(1) 入札参加申込書及び入札書等の様式は出水市役所ホームページからダウンロードすること。(2) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。(3) 提出された申込書等の追加、差替え及び再提出は認めない。(4) 提出された書類の返却及び公表はしない。ただし、虚偽の記載があった場合等は、必要に応じて開示することがある。(5) 申込書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申込書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとる。(6) 入札執行者が入札の執行に支障があると認めるときは、本業務の入札を延期又は中止する場合がある。
--------	---